

TPP（環太平洋戦略経済連携協定）交渉からの早期撤退を求める決議

1 TPPについて、現在では特に日米間での交渉が続いており、4月のオバマ大統領の来日の際に、アメリカ側が安倍首相に対して強く譲歩を迫った様子が報道された。また、フロマン通商代表からは、「(両国の協議は)節目に達した」との発言もなされた。

そして本年5月12日から15日には、ベトナムで首席交渉官会合が行われ、さらにシンガポールでの再度の関係閣僚会合も予定されている。

以上のとおり、TPP交渉は予断を許さない状況であるが、TPPには以下のように国民の利益を著しく害する危険な問題が多数あることから、自由法曹団は、日本政府に対して直ちにTPP交渉から撤退することを強く求める。

2 重要5項目の関税水準維持について

TPPにより農産品目の関税撤廃がなされると、政府試算によっても、国内の農林水産物の生産高が約3兆円低下し、食糧自給率も39%からわずか27%へ低下するとされている。また、農林水産省の試算によれば、影響は農産物産出額の減少に留まらず、肥料、農薬、飼料、卸・小売業、運送業等の関連産業分野でもGDP減少が農産物産出額の2倍にもなりうるとされている。

このように、農産品目の関税撤廃が与える影響は甚大であることから、少なくともいわゆる重要5項目についての関税引き下げは、断じて許されるべきではない。自民党も2012年3月、TPP交渉参加の判断基準として、「政府が『聖域なき関税撤廃』を前提にする限り、交渉参加に反対する」と公約を打ち出していた。

ところが本年2月、甘利TPP担当相は記者会見で「(重要5項目について)ひとつ残らず微動だにしないということでは交渉にならない」と発言し、4月の日米2国間の交渉では、豚肉の関税を現在の482円から50円に下げることや、牛肉の関税を9%に引き下げるなど、5項目全てについて、両国で合意済との報道もなされている。

このままでは特に牛肉・豚肉については、関税水準がほぼ撤廃される危険性が極めて高く、重要5項目の関税水準が維持できないことは確実である。

3 非関税障壁の問題について

また、TPPでは、非関税障壁（関税以外で貿易の障壁となる政策手段や制度、規定等）についても完全撤廃が原則とされており、予め例外規定をもうけない限り自由化される方式が採用されている（ネガティブリスト方式）。そして、実際、TPPで現在交渉されている21分野のうち、18の分野は、非関税障壁の撤廃に関するものとなっている。

しかし非関税障壁は、多くの場合、国民の生命・健康・財産・環境等の保護を目的としようけられた法規制などであり、その全廃は、国民の重要な利益を侵害することが明白である。例えば、現在の日本では、医療分野で保険診療が原則と定められているが、TPPの発効は、アメリカの企業などの進出によって自由診療の範囲拡大を招き、牽いては、国による保険適用分野拡大の消極化により、皆保険制度が弱体化される危険性が高い。

また、食の安全に関しても、現在日本では、収穫後使用農薬（ポストハーベスト農薬）の使用や、遺伝子組み換え食品表示にかかる規制などがあるところ、これらも非関税障壁として撤廃されれば、国民の食の安全も危険にさらされることとなりうる。

4 ISDS条項について

TPPには、ISDS条項（投資家対国家紛争解決条項）を含むことが確認されている。ISDS条項とは、投資協定に関する、受け入れ国政府の措置によって損害を被った外国投資家に対して、受け入れ国を国際的な第三者機関（仲裁裁判所）に訴えることを可能にする条項である。

I S D S 条項で対象とされる内容は、法律、制度、慣行、事実行為、裁判所の判決などのため、これら広範な政府の行為が、投資家の利益との観点から制限されるおそれがあり、国民主権原理に抵触する。

また、I S D S 条項は、投資家が締約国を提訴する機関として仲裁裁判所を予定しているが、例えば既になされた裁判所の判断内容が、かかる第三者機関により投資家の利益を害するものと判断され、その効力が停止されることとなれば、わが国の裁判権（憲法76条1項）の事実上の放棄を意味する。一国の裁判権を投資家の利益のために放棄するような条項の締結は、断じて許されない。

この点につき、自民党も、「国の主権を損なうようなI S D (S) 条項は合意しない」と公約で打ちだしている。しかし、この条項が協定に含まれることはすでに確認済みであり、T P P に妥結することは、この条項に合意することを意味するものに他ならない。

5 T P A のないオバマ大統領との合意は限りない譲歩の始まりに過ぎない

また、オバマ大統領は現時点において、米国議会から通商交渉を行う権限を与えられていないため、オバマ大統領と合意した内容がT P P の内容となるとは限らない。

アメリカ憲法上、通商交渉の権限は議会にあたえられており、大統領が他国とどのような合意をしたとしても、議会は自由に修正できる。オバマ大統領は、大統領に通商交渉権限を付与する「貿易促進権限（T P A）」法案を昨年1月に提出したが、民主党内からも反対の声が上がり、現在法案は棚上げとなっている。

ゆえに、そのような状況下で、日本が多少譲歩して合意へ至ったとしても、日本に強硬に農産物の関税撤廃を求めるアメリカ議会が反対すれば、いつでも合意は撤廃され、さらなる譲歩を強いられる可能性が高い。実際、米韓F T A の締結に際しても、T P A の付与がなかったため、F T A の合意から4年も経った後になって、韓国はアメリカから再交渉を迫られ、自動車や牛肉の関税などでさらなる譲歩を受け入れさせられた経緯もある。

6 秘密保持契約の存在

政府は、T P P 交渉参加に先立ち、秘密保持契約を締結したとして、交渉の実態を隠している。現在に至るまで、国会及び国民の間で議論する基礎となる確実性ある公の情報は、政府から何も提供されていない。ゆえに、本年4月になされた日米間交渉の内容などについても、政府からの具体的な情報は何も存在しない。

これでは、妥結が終わるまでT P P の全容が見えないばかりか、見えたときには、拙速な国会審議で強行採決へ一気に踏み切られてしまう可能性が極めて高く、憲法が条約承認権を国会に与えた趣旨（73条但書）を没却するものである。また国民の知る権利の観点からも問題である。

7 結論

現在、T P P の政府対策本部には、高知県、岩手県、福島県などの各地方自治体から意見が寄せられているが、それらのほとんどの自治体が、「国民に不利益をもたらすようであれば、このT P P 交渉から脱退すべき」と述べ、警告を促している（同対策本部HPより）。

しかるに、先に述べたとおり、T P P は国民の利益を害するばかりか、国民主権原理に抵触しており、また裁判権の放棄となる等、多数の問題を孕んでいることは明白である。

自由法曹団は、いまこそ日本がこのT P P 交渉から撤退するよう、強く要請する。

2014年5月19日

自由法曹団2014年5月研究討論集会